

平成26年度 税制改正のポイント

～民間投資活性化等のための税制改正大綱・平成26年度税制改正大綱～

矢ノ目税理士事務所

個人所得課税 ～給与所得控除の見直し、ゴルフ会員権等の損益通算廃止等～

◆給与所得控除の見直し

控除上限額が適用される給与収入について、平成28年分において1200万円超、平成29年分以降において1000万円超へと段階的に引下げ(住民税についてもそれぞれの翌年度分から適用)

給与収入	現行	改正案	
		平成28年分	平成29年分以降
1000万円	220万円	220万円	220万円
1200万円	230万円	230万円	220万円
1500万円超	245万円	230万円	220万円

◆「生活に通常必要でない資産」の拡充

「生活に通常必要でない資産」の範囲に、主として趣味・娯楽・保養又は観賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を追加

⇒ ゴルフ会員権の譲渡損失について他の所得との損益通算が認められなくなる予定

◆相続税の取得費加算に係る改正

相続財産である土地等を譲渡した場合の相続税の取得費加算について譲渡した土地等に対応する相続税相当額に縮減される予定

【現行】
その者が相続したすべての土地等

⇒

【改正後】
その譲渡した土地等

◆NISA(少額投資非課税制度)の利便性向上

1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更が認められ、NISA口座を廃止した場合も、翌年度以降にNISA口座を再開設可能になる予定



【NISA】

毎年新規投資額100万円を上限として、金融機関に設けたNISA口座内の上場有価証券や投資信託等の譲渡益や配当等が時限的に非課税

法人課税 ～民間投資活性化等のための措置・交際費損金不算入制度の緩和等～

◆交際費等の損金不算入制度の延長等

【現行】
800万円の全額
※中小法人のみ

⇒

【改正後】
800万円の全額
※中小法人のみ
or
飲食費の額の50%



◆生産性向上設備投資促進税制の創設

先端設備の導入や生産ライン等の刷新・改善のための一定の設備投資をした場合について、即時償却または税額控除が出来る措置の創設予定

◆中小企業投資促進税制の拡充等

中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日まで3年間延長され、生産性向上設備投資促進税制の対象設備等を取得等した場合の措置が拡充予定



◆所得拡大促進税制の拡充と延長

給与等の支給額を増加させた場合に増加額の10%(中小企業等は20%)を税額控除する規定の適用期限を2年延長し、適用要件に一定の緩和が図られる予定

	25年	26年	27年	28年	29年
現行	5%	5%	5%	-	-
改正案	2%	2%	3%	5%	5%



土地・住宅税制 ～長期譲渡所得の課税の特例等の改正等～

◆特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例

譲渡資産の譲渡対価に係る要件を、現行の1.5億円から1億円に引き下げて適用・期限を2年延長(平成26年1月1日以降に行う譲渡について適用。平成27年12月31日まで)



◆居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等

適用期限を2年延長(平成27年12月31日まで)

◆特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等

適用期限を2年延長(平成27年12月31日まで)

消費課税

◆簡易課税制度～みなし仕入率の引き下げ

	現行	改正案
金融業及び保険業	60%	50%
不動産業	50%	40%

改正により、金融業及び保険業(第5種)、不動産業(第6種)となります。

◆車体課税

軽自動車について、平成27年4月1日以降に取得される新車から増税

